

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 31 年 3 月 22 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800424 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1800114 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 7 月 16 日の標準賞与額を 8 万 9,000 円、同年 12 月 15 日の標準賞与額を 33 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 7 月 16 日及び同年 12 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 7 月 16 日及び同年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 16 日
② 平成 18 年 12 月 15 日

A 社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賞与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間①及び②に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は 8 万 9,000 円、請求期間②は 33 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料

を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 30 年 10 月 31 日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800425号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800115号

第1 結論

請求者のA社における平成18年7月16日の標準賞与額を9万3,000円、同年12月15日の標準賞与額を32万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月16日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年7月16日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月16日
② 平成18年12月15日

A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間①及び②に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は9万3,000円、請求期間②は32万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料

を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 30 年 10 月 31 日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800426号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800116号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を58万円、平成18年7月16日の標準賞与額を41万円、同年12月15日の標準賞与額を65万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日、平成18年7月16日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日、平成18年7月16日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月16日
③ 平成18年12月15日

A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間①、②及び③に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は58万円、請求期間②は

41万円、請求期間③は65万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年10月31日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800427 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1800117 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を43万5,000円、平成18年7月16日の標準賞与額を31万6,000円、同年12月15日の標準賞与額を48万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日、平成18年7月16日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日、平成18年7月16日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月16日
③ 平成18年12月15日

A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間①、②及び③に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は43万5,000円、請求期

間②は 31 万 6,000 円、請求期間③は 48 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 30 年 10 月 31 日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。